

帝国法制秩序と樺太先住民：植民地法の制定・運用・判例への総合的分析

加藤, 絢子

<https://hdl.handle.net/2324/2348727>

出版情報：Kyushu University, 2019, 博士（学術）, 論文博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 加藤 絢子

論 文 名 : 帝国法制秩序と樺太先住民
— 植民地法の制定・運用・判例への総合的分析 —

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、日本統治下における樺太先住民の属人法の特徴を、関連法令の制定過程とその運用実態、および判例法理からアプローチすることにより分析するものである。

序章では、日本の植民地法研究において樺太先住民の属人法に着目する意義を述べた。他の植民地に比べ、内地的性質が強い樺太の統治体制において、現地先住民の法的身分は外地の性質をあらわす要素であった。くわえて、旧植民地出身者のうち、樺太先住民のみが戦後も「例外的」に日本国籍を保持できており、このような樺太先住民の属人法の形成過程を明らかにすることは、帝国法制秩序の包括的な分析につながると考えた。

第1章では、日露雑居時代から樺太千島交換条約までの先住民の法的地位を扱った。ロシア側の対人主権の尊重という点で、日本はロシアに所属する先住民に対して配慮する必要があった。交換条約後にサハリンに残留しロシア臣民となった先住民と、日本人漁業者との関係は、日本人漁業者の同島における漁業活動とともに継続していた。日本人漁業者が外国人となった先住民の漁業や労働待遇において損害を負わせていることへのロシア側からの注意、および、それを理由とした日本人の漁業活動への規制という事態は、結果的に日本人漁業者の先住民に対する労働待遇を改める機会になった。雑居期には「統治民」として信頼されるべく先住民を「保護」した外務省は、ロシア帝国統治期にはロシア側に配慮して「外国人」として彼らを「保護」すべく対応した。

第2章では、異法域としての樺太の性質を、先住民に関する特例規定と保護政策の側面から分析した。政府は樺太統治にあたり先住民を「保護」するための特例を規定した。このため彼らの漁場は樺太庁長官のもとに管理され、その他の生業に関する税や町村税などにおいても免税措置がとられた。帝国議会では先住民の特例規定が内地人の権利に与える影響を案ずる意見もあったが、ロシア帝国統治期の閉鎖漁場を先住民専用漁場とし、先住民のみの訴訟に限って内地の民事法・刑事法が非適用となった。樺太庁による先住民の漁場管理は、軍政期から樺太庁の設置に至るまで続く先住民による窮状の訴えによって、彼らの漁業を日本人漁業者から「保護」するために設置された。漁場設置以降も、保護政策の「悪用」による弊害を防止するために関連法や規則等の改正が進められた。いっぽうで保護政策によって内地人と同じ法待遇を受けることができないことに不満を訴える先住民もいた。

第3章では、樺太先住民の法的身分の「内地化」過程として、旧慣適用と特例規定の変化を検討した。少なくとも1919年頃までは、集落内における先住民自身による事件処理と、裁判所による事件処理が並存していた。1920年に裁判所は殺人罪に対して先住民の旧慣がすでにおこなわれていないと判断し、現行刑法を適用していくことを慣例とした。この頃には先住民に対する例外的法待遇を疑問視する意見がメディアや司法関係者から出るようになった。いっぽう、1920年代以降の樺

太における自治制度の発達、住民の地位を確定させるために同地への国籍法・戸籍法の施行を必要とし、その過程で先住民の法的身分が意識されるようになった。樺太庁は樺太への町村制施行と同時期に先住民の戸口に関する規則を改正することで先住民内の内地戸籍取得者の把握を進め、内地戸籍取得者は内地人と同じ住民としての地位を持つとした。先住民内の法的身分が戸籍の有無によってより明確に区分されるようになると、免税などの一部の特例規定の条文からは先住民全体を指す「土人」という言葉は削除された。

第4章では、北樺太保障占領終了前後の先住民の越境状況と、アイヌ以外の先住民の集住地であった「オタス」の形成過程を検討した。北樺太保障占領の終了にともない日露国境は再び変動するが、この前後において樺太先住民のうち、とくに国境付近に居住していたアイヌ以外の先住民の人口に若干の変動がみられた。併せて、同時期に北樺太から自らの意志で日本領に入ることを選んだ先住民が樺太庁の管理下に組み入れられる過程を確認した。先住民のオタスへの集住に関しては、1920年代後半から30年代後半にかけて、開発にともなうオタス周辺地域への内地人人口の増加に対して、先住民人口がオタス周辺地域からオタスを含むと推定される区域へ集中していったことを確認した。

第5章では、ポーツマス条約で国籍条項が規定されていなかった樺太先住民の日本国籍が1932年に確定するまでの過程を明らかにした。先住民の国籍が不明であることが彼らへの保護政策を進めるうえで懸念材料になっているという認識を樺太庁は施政当初から持っていた。町村制を樺太に施行するため1924年に同地には国籍法が施行されたが、政府は同法施行によって帰化による先住民の日本国籍取得が可能となることを期待していた。しかし、日本国籍付与にあたっては先住民がロシア（ソ連邦）の主権下にあるか確認する必要があると、ソ連側からその回答を得たのは1930年であった。その後、司法省による先住民集落の視察を経て、1932年の日本国籍確定に至った。このとき日本政府はポーツマス条約の解釈において、樺太先住民は同条約第10条の「露西亜国国民」には含まれず、先住民は同条約発効時に遡って日本国籍を保有するとした。先住民がソ連国籍を有していないことが明らかになった結果、帰化によらない国籍「取得」によって先住民の国籍が確定した。

第6章では、樺太先住民の就籍の背景に関して、「引揚げ」の経緯および本土での生活状況を確認した。帝国統治期を通して外地の戸に属していたウイルトヤやニヴフのなかには、本国で無戸籍のまま引揚者としての支援も受けずに困窮した生活をしている者もいた。また引揚げ後は、言葉の壁や日本社会における異民族差別による苦労も多かった。いっぽうで戦前から縁のあった研究者や役所、地域住民による支援もあった。

第7章では、第二次大戦後に旧樺太地域から日本本土へ移住してきた先住民の就籍の事例から、彼らの就籍と日本国籍保持の認容がいかなる法理によってなされたのか分析した。サンフランシスコ平和条約発効にともなう台湾人・朝鮮人の日本国籍喪失を規定した、法務府民事甲第438号のような規定は樺太先住民にはなされず、先住民の「引揚げ」後の就籍手続によって、彼らの日本国籍の保持が司法で確認されることになる。先住民の本国への就籍は、外地の戸に属する者が内地で新たに戸を創設するという点で、帝国法制秩序に反するものであり、法実務の現場では就籍手続が可能であるか疑義が生じていた。しかし、1966年の就籍申立事件で司法は、そのような内地・外地間の戸の移動に関しては言及せず、慣習と条理によって、戦後の先住民の日本国籍保持を認容し、彼らの就籍を許可した。樺太先住民の国籍確定の法理は、戦前に国籍法が非適用であった朝鮮人の国籍確定の法理と同じであった。本件では、日露戦争後の先住民の日本国籍確定時と同様に、日本に移住してきた先住民がソ連統治下で「無国籍状態」であったことが日本国籍保持の前提にあった。

終章では、本論でおこなった検証から、樺太先住民の属人法の形成の背景に、隣国ロシアとの対

人主権の調整および、樺太の内地人社会の発展が大きく関わっていたことを指摘した。そして、戦後の樺太先住民の就籍の事例は、帝国法制における戸の機能が、帝国内で臣民を分類するものから、戦後処理のために国籍を証明するものへと変化したことを指摘した。